

VII 特別支援学級の教科用図書

1 使用される教科用図書

- ・ 検定教科書…………… 文部科学大臣の検定を経た教科用図書（小学校、中学校教科書目録に掲載）
- ・ 文部科学省著作教科書…………… 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（特別支援学校用教科書目録に掲載）
- ・ 学校教育法附則第9条に規定する教科書（一般図書）

検定教科書、文部科学省著作教科書のない場合、又はこれらを使用することが適当でない場合にあっては、他の適切な教科用図書（千葉県教育委員会）

〈教科書に関する主な法令〉

◇学校教育法第34条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。（中学校第49条、高等学校第62条、特別支援学校第82条準用）

◇学校教育法附則第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

◇学校教育法施行規則第139条

前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

◇教科書の発行に関する臨時措置法

◇義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等

2 小・中学校特別支援学級における教科書の使用

市町村教育委員会の採択に基づき、小・中学校の特別支援学級で、特別の教育課程による場合において、教科書を使用するにあたっては、次のような方法が考えられる。

(1) 小・中学校の学習指導要領に準ずる場合

該当する学年に相当する検定教科書を使用する。

(2) 特別の教育課程を編成して指導する場合

- ① 検定教科書の下学年用を使用する。
- ② 特別支援学校用の文部科学省著作教科書（視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用）を使用する。
知的障害者用の著作教科書は、通称「^{星本}星本（☆本）」と呼ばれる。☆は1つから5つまであり、おおむね☆1つが小学校低学年用、2つが中学年、3つが高学年、5つが中学生用である。☆本を使用するにあたっては、1年以上継続して、使用しなければならない。
- ③ 検定教科書と著作教科書を併用する。例えば、国語、算数は著作教科書を、音楽は検定教科書を使用するなど。
- ④ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を使用する。
小・中学校において、学校教育法附則第9条に規定する教科書の使用が認められているのは、特別支援学級のみであり、かつ、特別の教育課程（特別支援学校の学習指導要領を参考にする等）を編成する場合である。
- ⑤ 上記①、②、④を併用する。ただし、無償で給付が受けられるのは1学年につき、1教科1冊である。つまり、1教科で検定教科書又は著作教科書と附則第9条に規定する教科書を重複して給付を受けることはできない。
なお、転入してきた児童生徒には、（既に給付を受けている教科用図書が違う種類の場合にあっては）当該地区で採択

されている教科用図書の中から当該児童生徒に合わせて、教科用図書を給付できる。(但し、転入前に同一教科用図書を給付されている場合は、給付できない)

⑥ デジタル教科書の使用について。

デジタル教科書の使用により、障害のある児童生徒等については、例えば、視覚障害や発達障害のある児童生徒等が、文字の拡大、色やフォントの変更、音声読み上げ等の機能を使用することにより、教科書の内容を理解しやすくなることや、肢体不自由の児童生徒が、目的の頁に容易に移ることができるといった効果が期待されるため、適正な取り扱いが求められる。

3 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は毎年、千葉県教科書選定審議会の答申を受けて、千葉県教育委員会が次年度使用の教科書一覧（選定資料）として、各地区採択協議会に示している。各地区採択協議会は、示された学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の選定資料を参考にして、当該地区において使用する附則第9条の規定による教科用図書を調査・審議・選定し、各市町村教育委員会が採択を行う。

県立特別支援学校教科用図書の採択については、千葉県教育委員会会議で審議され、その結果は千葉県教育委員会ホームページに掲載される。

また、最新年度の学校教育法附則第9条の規定による一般図書採択一覧については、毎年千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課作成の「千葉県の特別支援教育」を参照のこと。